

緊急!!

# 墜落・転落災害が多発しています!!

茨木労働基準監督署管内において、令和5年3月から6月までの間に「墜落・転落」による重篤な労働災害が多発しています。これらの災害は主に、**墜落制止用器具を着用していないこと**や、**着用していても適切に使用していないこと**により発生しています。

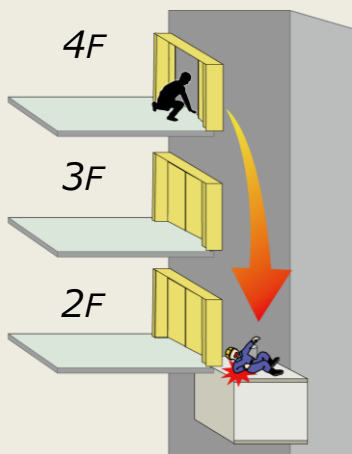
以下、茨木労働基準監督署管内における災害発生事例の一部を紹介しますので、各社において墜落災害防止対策の徹底と、労働者が安全・安心に働くことのできる職場環境の実現に取り組みましょう！

## 災 害 発 生 事 例

### CASE.1

発 生 年 月：令和5年4月  
業 種：その他(昇降機保守)  
死亡/休業別：**死亡**  
傷 病 名：出血性ショック死  
災害発生状況：

荷物用エレベーターの故障修理作業をしていたところ、最上階乗り場から2階付近に停止しているエレベーターの搬器上まで約15m墜落した。墜落制止用器具を着用していたが、使用していなかった。



#### ■ 災害原因

・墜落防止対策(手すり、親綱等)を講じず作業を行ったこと。

### CASE.2

発 生 年 月：令和5年4月  
業 種：建築工事業  
死亡/休業別：4週  
傷 病 名：腰椎圧迫骨折ほか  
災害発生状況：

鉄骨部昇降時、ライズタラップ上にて、墜落制止用器具のフックを掛け替えていた際、握っていたライズタラップが外れ、約8m墜落した。フック2丁掛け墜落制止用器具を使用していたが、片側のフックのみ使用していた。



#### ■ 災害原因

・ライズタラップの取付ボルトが緩んでいたこと。  
・フック2丁掛け墜落制止用器具の使用方法に問題があったこと。

### CASE.3

発生年月:令和5年3月 業種:解体工事業

死亡/休業別:死亡

傷病名:外傷性くも膜下出血、脳挫傷

災害発生状況:家屋の解体工事中、梁のみとなった2階屋根部分から足を踏み外し、約6m下の地面へ墜落した。墜落制止用器具は着用していなかった。

### CASE.4

発生年月:令和5年4月 業種:建築工事業

死亡/休業別:休業3か月

傷病名:外傷性くも膜下出血

災害発生状況:鉄骨建方作業中に、3階梁部分から約7m下の地面へ墜落した。墜落制止用器具は着用していなかった。

### CASE.5

発生年月:令和5年5月 業種:設備工事業

死亡/休業別:死亡

傷病名:脳挫滅

災害発生状況:垂直搬送機4階昇降路内の貫通配管確認作業中、足元の開口部から1階床まで約20m墜落した。墜落制止用器具を着用していたが、使用していなかった。

### CASE.6

発生年月:令和5年6月 業種:建築工事業

死亡/休業別:休業3か月

傷病名:腰椎骨折

災害発生状況:ゴンドラに搭乗し降下中、電線を避けるため、地上の作業員がゴンドラに繋がっているロープを引っ張り、被災者が電線を確認しようと、ゴンドラから身を乗り出した時、バランスを崩し約4m下の地面へ墜落した。ゴンドラ作業時・昇降時は墜落制止用器具を使用していたが、身を乗り出す際に邪魔になり、墜落制止用器具のフックを外した。

## 災害発生の主な原因

- ・墜落防止対策(手すり、親綱等)を講じず作業を行ったこと。
- ・墜落制止用器具を着用しているものの、使用していなかったこと。
- ・フック2丁掛け墜落制止用器具の使用時、常に片側のフックを掛けた状態になっていなかったこと。
- ・作業手順を守らず作業を行ったこと。設備の点検が不十分であったこと。

### ■茨木労働基準監督署から一言

**今一度、「命綱GO(いのちつなごう)活動」の徹底をお願いします!**

墜落制止用器具の適切な使用方法その他関係法令については右記QRコードの「命綱GO活動」リーフレットを参照ください



命綱GO活動リーフレット

